

改正派遣法に基づくマージン率の公開及び教育訓練の実施要項

株式会社ロンコ・ジャパン 本社	〒537-0024	大阪市東成区東小橋1-11-10
派遣先数	8社	派遣労働者数 14名
マージン率	25.2%	
派遣料金1人当たりの平均額	9,568円 (1日8時間当たり換算)	派遣社員の賃金の平均額 7,160円 (1日8時間当たり換算)

株式会社ロンコ・ジャパン 東京支店	〒150-0021	東京都渋谷区恵比寿西2-6-2 8階
派遣先数	6社	派遣労働者数 22名
マージン率	28.0%	
派遣料金1人当たりの平均額	11,264円 (1日8時間当たり換算)	派遣社員の賃金の平均額 8,112円 (1日8時間当たり換算)

株式会社ロンコ・ジャパン 名古屋支店	〒480-0102	愛知県丹羽郡扶桑町高碓宮前1 6 6-1
派遣先数	11社	派遣労働者数 24名
マージン率	27.0%	
派遣料金1人当たりの平均額	10,360円 (1日8時間当たり換算)	派遣社員の賃金の平均額 7,560円 (1日8時間当たり換算)

株式会社ロンコ・ジャパン 福岡支店	〒812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-8-11第2石橋ビル4階
派遣先数	10社	派遣労働者数 37名
マージン率	24.6%	
派遣料金1人当たりの平均額	9,295円 (1日8時間当たり換算)	派遣社員の賃金の平均額 7,004円 (1日8時間当たり換算)

株式会社ロンコ・ジャパン 広島支店	〒730-0031	広島県広島市中区紙屋町2-2-12 信和広島ビル8階
派遣先数	8社	派遣労働者数 26名
マージン率	22.8%	
派遣料金1人当たりの平均額	9,840円 (1日8時間当たり換算)	派遣社員の賃金の平均額 7,600円 (1日8時間当たり換算)

マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金だけではありません。

派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

派遣労働者の社会保険料

派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。

派遣労働者の有給休暇費用

派遣労働者が有給を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。

募集費・教育費・福利厚生費

派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。

その他経費

その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費があります。

一番多くを占めるのがスタッフの給与で、料金総額の約73%程度です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料が、約11%となります。(注1・注2)

また、スタッフが有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、会社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じる為、その引き当てとしての費用が含まれています。

その他、会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス・面接会場賃借料、募集費用等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残5%程度が会社の営業利益となります。

尚、都合により料金が回収されない場合でも、会社はスタッフに賃金を支払う義務を負っています。

注1 賃金に対する事業主負担割合は、労災保険 0.3%、雇用保険 0.95%、健康保険・介護保険 5.805%、厚生年金保険 約8.383%、これらが料金全体に占める割合は

合計 約11%となります。

注2 所得税や社会労働保険料の個人負担等については、会社がスタッフに代わって国や自治体に納付するため、それらを差し引いた金額をスタッフに給与としてお支払い

します。

教育訓練の実施 (キャリアアップに資する教育訓練の実施要項)

教育訓練の種類	具体的な教育訓練	種別	対象	年間訓練時間	訓練法	労働者負担	賃金支給の別
	マナー研修	雇入れ時	入職時全対象	入職時毎	0 J T	無	有給
業務フロー研修	職能別訓練	入社1年目	8 h	O F - J T	無	有給	
WMS使用研修	職能別訓練	入社1年目	8 h	O F - J T	無	有給	
リフトオペレーション	職能別訓練	入社2年目	8 h	O F - J T	無	有給	
物流改善対策研修	階層別訓練	入社3年目	8 h	O J T	無	有給	
資格取得支援	職種転換訓練	入社3年目	8 h	O F - J T	無	有給	

安全衛生第59条の規定に基づく教育

実施項目	内容		教育法	平均実施時間
採用時安全衛生教育	労働安全衛生第35条	5S	実技	1 h
巡回管理安全衛生教育	実態チェック	5S点検	実技	1 h